

【フィリピン】日比経済連携協定に関する文書開示申立ての棄却

* 2008年7月16日、フィリピン最高裁判所は、いまだ批准を終えていない「日比経済連携協定」に関する文書全文開示の申立てを、交渉文書の開示拒否は行政特権であるとして棄却した。

日比経済連携協定に関するフィリピン側の事情

「日比経済連携協定」（以下「JPEPA」という）は、2006年9月、日比両国政府によって調印された後、同年12月に日本の国会の承認を得ているが、有害廃棄物輸入問題等により、フィリピン側の批准に必要な上院の同意が得られていない。JPEPA交渉は2004年2月から行われたが、2005年12月、下院に議席を有するAKBAYAN等が、フィリピンJPEPA調整委員会委員長兼JPEPA交渉フィリピン代表であるアキノ貿易産業省次官等に対して交渉文書開示を求める申立てを最高裁判所に提出した。

最高裁の申立て棄却判決に関する動向

2008年7月16日、最高裁判所は、上記申立てを10対4の多数意見により棄却する判決を下した（G.R. No.170516）。同判決は、機密を維持することが求められる外交交渉に関する文書の非開示は行政府の権利である「行政特権」（executive privilege）にあたりと主張する政府の立場を支持し、申立人が挙げた事由は裁判所を納得させるものではないとした。JPEPA文書全文のコピー開示請求についても、2006年9月8日の署名後の同月11日以降に、すでに公開されているとして、非現実的な申立てであるとの判断を下した。同判決に対して、エルミタ官房長官は、「機密扱いとすべき外国との間の文書について慎重に扱わなければならないと解釈した」と語った。

一方で、ビアゾン上院議員は、7月17日、同判決に対して最高裁判所の信頼性と公平性を曲解するものであると批判し、行政特権が情報公開を否定するものであるとすれば、条約・協定の批准に必要な公の論議がいかに保障されるかという懸念を表明した上で、同判決の再審理を求める申立てを提出する可能性について言及した。また、①政治的、②恒久的、③国策の変更が必要となるという3つの性格を有する条約又は協定は、その手続において、上院による批准が憲法上要求されることを強調した。

参考文献（インターネット情報はすべて2008年7月22日現在である。）

- ・“G.R.No.170516, AKBAYAN vs. Aquino, et al,” 2008.7.16. フィリピン最高裁判所サイト
<<http://www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/2008/july2008/170516.htm>>
- ・“JPEPA Decision Strains Credibility and Impartiality of SC,” 2008.7.17.
フィリピン上院サイト<http://www.senate.gov.ph/press_release/2008/0717_biazon1.asp>
- ・“SC junks petition for disclosure on JPEPA,” *Manila Times*, 2008.7.17. Manila Times 紙サイト
<http://www.manilatimes.net/national/2008/july/17/yehey/top_stories/20080717top7.html>

（遠藤 聡・海外立法情報課）